

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

美 祢 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本市は、なだらかに連なる中国山地の西端部に位置し、中央部には秋吉台国定公園が広がっている。北部及び東部は、高峰が連なり傾斜地が多い典型的な中山間地域である。水系は、美東町・秋芳町を流れる厚東川水系と旧美祢市を南北に流れる厚狭川水系に沿って細く平野が開けており、本市耕地の主体となっている。

この立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかし、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄地、不作付地が増加することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このことから、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援するとともに平場地域と比べて生産条件の格差が大きい地域には、これを補正する取組をする。なお、環境負荷の軽減に配慮し、生物多様性を保全した取組を併せて行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本市では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第3条第3項中次の各号に規定する事業に応じ、当該各号に定める取組を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

ア 第1号 地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行う。

イ 第2号 平場地域と比べて生産条件の格差を補正する取組を行う。

ウ 第3号 環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を促進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を促進する区域	実施を推進する事業
美祢市全域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町が必要と認める事項

- (1) 1号事業において設置する推進組織に参画し、1号事業の促進を行うこととする。
- (2) 1号事業において設置された推進組織を活用し、2号事業の促進を行うこととする。
- (3) 1号事業において設置された推進組織を活用し、3号事業の促進を行うこととする。
- (4) 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域及びのうちの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法	於福地区・西厚保地区・東厚保地区・共和地区・美東地域
山村振興法	西厚保地区・東厚保地区・共和地区・赤郷地区・大田地区 綾木地区
過疎法	美祢市全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地の全てを対象とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村等に農業経営改善計画を提出し認定された個人又は法人若しくは地域計画に設定された個人農業者または法人とし協定書に明記すること。

(3) その他必要な事項

災害を受けた農地については、団体営農地災害復旧事業、農業用施設災害復旧事業による農地の復旧を早急に実施する。また、水利確保が困難で耕作不能の水田を畑へと転換する。

なお、災害を受けた農地については、復旧計画書の提出を行い速やかな復旧を行うものとする。